暫定予算の処理に関する特約条項

（契約履行期間の変更）

第１条　この契約書に定める契約履行期間について本予算が成立したときには、　　年　月　日までとする変更契約を行うものとする。

（契約金額の金額按分）

第２条　暫定期間の契約金額は、落札金額のうち全体期間の暫定期間分に相当する金額按分とする。

落札金額（税込）　　　　　　円

（契約金額の変更）

第３条　前条に定める契約金額は、本予算が成立した後、落札金額を契約金額とする変更契約を行うものとする。